

つくろおうよ

事故なし

笑顔の鳥取県



年末の 平成30年12月12水▶▶21金
交通安全県民運動

運動の
重点

夕暮れ時と夜間の交通事故防止
(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

飲酒運転の根絶

高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

12/17(月)「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱 鳥取県交通対策協議会

年末の交通安全県民運動実施要綱

目的

この時期は一年を通じて最も日暮れが早く、降雪等による道路環境の悪化や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。

このようなことから、夕暮れから夜間における反射材用品の普及啓発や、前照灯の早期点灯、また、飲酒運転の根絶等を推進するなど、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図りましょう。

重点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

期 間 平成30年12月12日(水)から21日(金)までの10日間

交通安全日 12月17日(月)交通安全にみんなで参加する日及び
交通マナーアップ強化日

スローガン つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

【運転者は】

- 夕暮れ時は歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、前照灯を早期点灯しましょう。
- 夜間は、対向車や先行車がないときは走行用前照灯(ハイビーム)を適切に使用し、速度を控えた安全運転に努め、歩行者等の発見遅れを防ぎましょう。

【歩行者・自転車利用者は】

- 夕暮れ時や夜間は「車からみえにくい」ことを意識し、明るい色の服装を心掛け、反射材用品を着用しましょう。
- 「ながらスマホ」は、大変危険なので絶対にやめましょう。
- 自転車前照灯の点灯と、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認等を実践し安全に利用しましょう。
- 自転車利用時のヘルメットの着用と、万が一の事故に備えて自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 各種会合や回覧板等を利用して、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発していることを周知し、外出時の反射材用品の着用等を呼びかけましょう。
- 児童・生徒に対し、反射材用品の着用と、自転車通学者に対して自転車前照灯の点灯を指導しましょう。
- 下校時には、交通安全ボランティア、学校関係者等と連携し、学校周辺や通学路での交通安全指導等を推進しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用し、反射材の有効性等を周知する広報啓発を推進しましょう。
- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用について、広報啓発しましょう。
- 自転車安全利用五則を遵守した、ヘルメットの着用・前照灯の点灯等や損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。



自身の身を守る反射材を着用しましょう。

2 飲酒運転の根絶



【運転者・その周りの人は】

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車で出かけないようにしましょう、また、飲酒運転の車への同乗はやめましょう。
- グループで自動車により飲食店等へ行く場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

【地域・家庭では】

- 飲酒運転の危険性・悪質性、事故の悲惨さ・責任の重大さなどについて話し合い、飲酒運転は絶対しないこと徹底しましょう。
- 各種会合や行事等の機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけ、飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を勧めないようにしましょう。

【酒類提供業者は】

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用のポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用した、飲酒運転を「しない・させない・許さない」という意識を定着させる広報啓発を推進しましょう。
- 安全運転管理者等が中心となり、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを広報し、飲酒運転や飲酒運転を助長することがない職場環境を作りましょう。
- ハンドルキーパー運動の普及促進を図りましょう。

居住地別飲酒運転者数（H29年）

市町村別	飲酒運転者数	市町村別	飲酒運転者数
鳥取市	46(52)	北栄町	4(1)
米子市	36(37)	琴浦町	3(5)
倉吉市	25(15)	日吉津村	1(0)
境港市	11(11)	大山町	5(2)
岩美町	6(4)	南部町	2(4)
八頭町	5(2)	伯耆町	5(2)
若桜町	1(0)	日南町	2(2)
智頭町	2(1)	日野町	1(0)
湯梨浜町	8(6)	江府町	0(0)
三朝町	4(2)	合計	167(146)

※飲酒運転の違反者と交通事故の当事者の延べ人数
※（ ）は平成28年 ※県外居住者は除く

3 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

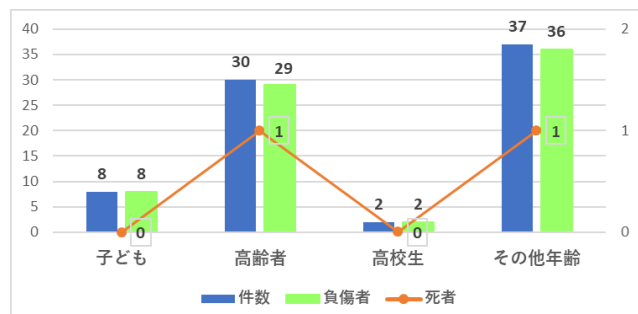
【運転者は】

- 70歳以上の運転者は、高齢者マークの表示に努め、走行中は標識や標示をよく見て運転しましょう。他の運転者は、高齢者マーク表示車に対して思いやり運転を心がけましょう。
- 通学路や生活道路、横断歩道付近ではスピードを落とし、高齢者、子ども及び障がい者等に配慮した思いやり運転を心がけましょう。

【高齢者・子ども・障がい者は】

- 道路を横断するときは、横断歩道を利用し左右をよく確認しましょう。また、道路への飛び出しや車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 加齢による身体機能の低下を自覚し、道路の横断などでは十分に安全を確認し、無理な横断はやめましょう。
- 自転車を利用するときは、ヘルメットを着用し信号を守り、交差点等では一時停止するなど交通ルールを守りましょう。

年齢別歩行者事故（H30.9月現在）



【家庭・地域・学校等では】

- 通学路や近所の道路などの危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。
- 道路や歩道等で困っている高齢者、子ども及び障がい者には積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- 交通ボランティアやPTA等と協力し、通学路での交通安全指導、保護・誘導活動を推進しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用し、高齢者（高齢運転者含む）、子ども及び障がい者に対して「ゆずり合い、思いやり運転」を推進するため、広報啓発を図りましょう。
- 高齢者宅への訪問活動等を通じて、歩行中や自転車利用中の交通ルール等について指導しましょう。
- 高齢運転者に対して、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの広報啓発を推進しましょう。
- 自動ブレーキ・車線逸脱警報・ペダル踏み間違い時加速抑制装置が搭載されたセーフティ・サポートカーS（通称サポカーS）の普及促進を図りましょう。

4 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

【運転者は・同乗者は】

- 全ての座席のシートベルト着用の必要性和効果を理解し、正しい着用を習慣づけましょう。
- 子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを正しく着用する習慣をつけましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 回覧板・掲示板等を活用し、シートベルトとチャイルドシートの必要性和着用効果について啓発に努めましょう。
- 保護者会等の会合を活用し、保護者が子どもを乗車させる場合には、シートベルトやチャイルドシートの着用を呼びかけましょう。
- 自動車で出かける家族に、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声掛けしましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果について、広報啓発活動を推進しましょう。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方法等、正しい使用方法を周知徹底しましょう。
- 高速バス、貸切バス等の事業者は、乗客に対する座席のシートベルト着用を徹底しましょう。

交通安全一口メモ

緊急自動車が近づいてきたときは・・・

※緊急自動車とは、人命救助や火災対応など、急を要する業務に利用される自動車を言います。

（パトカー、救急車や消防車など）

【自動車の対応方法】

後ろから緊急自動車が近づいてきたら、道路の左側に寄って進路を譲りましょう。

交差点では、青信号であっても進入は中断し、緊急自動車が通過するまで一時停止しましょう。



【歩行者の対応方法】

道路を歩いているときに緊急自動車が近づいてきたら、進路を譲るようにしましょう。



■問い合わせ先

鳥取県交通対策協議会

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話(0857)26-7159 ファクシミリ(0857)26-8171